

床暖房設備使用契約約款

契約者(以下「甲」という)と、東京ガス株式会社(以下「乙」という)の間に締結される床暖房設備の使用に関する契約(以下「本契約」という)は、以下の条項が適用されます。

(総則)

第1条 本契約における床暖房設備とは、甲の住宅内に設置されている乙所有の床暖房用コントローラ及び温水マットをさします。

2 乙は、第2条1項により、床暖房設備を甲に賃貸します。

(契約の成立)

第2条 本契約は、甲が乙所定の申込み方法にて申請を行い、乙が承諾したときに成立します。

(使用料および支払方法)

第3条 床暖房設備の初期登録料(以下「初期登録料」という)、床暖房設備の使用料(以下「使用料」)および支払方法は次の通りとします。

(1) 甲が乙とのガス需給契約(乙の取次店※との需給契約を含む)を締結している場合。

甲は、初期登録料として、初回のみ1,000円(税別、消費税相当額別途)、および使用料として、毎月200円(税別、消費税相当額別途)を乙へ支払うものとします。

乙は、初期登録料および使用料を、甲に対し、ガス料金と合算して支払請求する方法、もしくは口座振替またはクレジットカードによる単独支払請求の方法のいずれかにより請求します。ただし、甲と支払者が異なる場合、甲は事前に支払者の承諾を得るものとし、支払者による初期登録料または使用料の支払いが滞った場合、乙の指定する方法にて支払わなければならない。また、乙の取次店とのガス需給契約を締結している場合は、各取次店の請求方法により請求をします。

(2) 甲が乙とのガス需給契約を締結していない場合。

甲は、初期登録料含む年間使用料3,400円(税別、消費税相当額別途)を、一括で乙へ支払うものとし、乙は、料金を甲に対し、口座振替またはクレジットカードによる支払請求を行います。

(3) 口座振替またはクレジットカード払いには、別途手続きが必要となり支払時期は支払方法により異なります。

(4) 口座振替またはクレジットカードにてお支払いをいただいている場合であって、初期登録料または使用料が当社へ支払われなかった場合は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

(5) 甲が支払期限日を経過し、料金を支払わない場合でも、乙は甲に延滞利息を請求しない

ものとしします。

(6) 甲または支払者がガス料金の支払いを行わない場合、ガスの供給を停止することがありますが、ガス供給停止期間中も使用料を請求します。

(7) 甲が、床暖房賃貸制度の対象となる他のお部屋に転居された場合、転居前の住戸における床暖房設備の使用に関する契約は終了し、転居後のお部屋において再度の申し込みが必要となり、初期登録料が発生します。

※乙の取次店の代表例：楽天ガス、J：COM ガス、ドコモガス

(床暖房設備の設定)

第4条 本契約が成立し、賃貸物件の利用開始に必要な手続きが完了した後、甲が床暖房設備を使用できない場合、乙は、設定変更または調整等、当該設備が使用可能となる措置を行うものとしします。

2 甲は、前項の床暖房設備の設定のために乙が甲の住戸に立ち入る必要がある場合には、乙による立ち入りを事前に承諾しなければなりません。

(契約の有効期間)

第5条 本契約の有効期間は次の通りとしします。

(1)乙または乙の取次店とガス需給契約を締結している場合。

本契約成立日から、甲が乙と締結する本契約の対象となる住戸におけるガス需給契約が解約される日までとし、当該ガス需給契約が解約された場合には本契約も同時に終了します。

(2) 乙とガス需給契約を締結していない場合。

本契約成立日から1年間としします。

(契約期間中の解約)

第6条 甲は、第5条に定める本契約の有効期間中、いつでも乙に対して本契約の解約を申し出ることができます。

2 甲は、前項の申し出をする場合、乙に対して乙が指定する方法により解約の意思を明示し、これを乙が承諾した日をもって解約が成立します。

(乙による解約)

第7条 乙は、本契約の有効期間中、次の各号に該当する事由が生じた場合には、催告を要せず本契約を解約することができるものとしします。

(1) 床暖房設備が滅失、毀損、または紛失し、乙が本契約を継続できないと判断したとき。

(2) 支払期限日より30日経過しても、初期登録料、使用料が支払われないとき。

(3) 甲が本契約第9条に違反したとき。

(4) 乙の責に帰すべき場合を除き、乙による床暖房設備使用の開始に伴う手続きが、本契約

成立日から 30 日以内に実施できないとき。

(5) 乙の責に帰すべき場合を除き、乙による第 4 条 1 項に定める設定を実施できないとき。

(6) 自然災害等の不可抗力により、30 日を超えて都市ガスの供給が停止され、乙が床暖房設備の提供を継続できないと判断したとき。

(ガス小売事業者の変更)

第 8 条 第 5 条の規定によらず、甲がガス需給契約におけるガス小売事業者を変更し、床暖房設備を引き続き使用する場合、甲は新たなガス小売事業者とのガス需給契約が締結された日から 30 日以内に、乙所定の方法により乙に申請し、従来の本契約は終了としたうえで本契約へ再度申し込みを行わなければなりません。

ただし、乙から乙の取次店へのガス需給契約の変更、または乙の取次店から乙へのガス需給契約の変更を行う場合は、甲による当該申し出を要しないものとします。

(床暖房設備の使用)

第 9 条 甲は、善良なる管理者の注意をもって通常の用法に従って床暖房設備を使用しなくてはなりません。

2 甲は、床暖房設備の改造、加工等、その原状を変更することはできません。

3 床暖房設備は乙の所有物であるため、甲は床暖房設備を第三者に譲渡・転貸したり担保に差し入れたりするなど、乙の所有権を侵害する行為をすることはできません。

4 甲は、第三者の強制執行、仮処分等、乙の所有権を害するおそれがある場合には、直ちに乙に連絡するとともに床暖房設備が乙の所有物であることを主張して、第三者の行為を排除しなければなりません。

(床暖房設備の維持・修繕等)

第 10 条 床暖房設備が故障した場合、甲の求めに応じて乙が乙の負担でその修繕を行います。ただし、次の場合は甲の負担とします。なお、修繕方法及び費用負担方法については乙の指示に従うものとします。

(1) 甲の故意または過失に起因する場合。

(2) 通常の使用に伴う損耗・減耗の範囲を明らかに超える損傷が認められる場合。

2 乙が床暖房設備の維持・修繕・点検・管理等を行うために甲の住戸への出入りが必要となる場合、乙が協力を求めたときは、甲はこれに協力しなければなりません。

(解約時の取扱い)

第 11 条 本契約の解約が成立した場合、甲による床暖房設備を使用する権利は消滅します。

2 乙は、解約成立日までに甲より支払われた初期登録料および使用料について、返還しないものとします。

(残存条項)

第 12 条 本契約の終了または解約後においても、第 9 条 2 項、3 項および 4 項、第 10 条、第 11 条 1 項および 2 項、並びに本条の規定は、なお効力を有します。

(規定外事項)

第 13 条 本契約に定めのない事項及び本契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決することとします。

(約款の変更)

第 14 条 乙は、本契約内容の変更が必要であると判断した場合、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の規定に従い、甲の了承を得ることなく本契約を変更することができるものとします。乙は、本契約を変更する際、変更する旨、変更後の規定内容、および変更の効力発生日を甲に通知するか、またはインターネット上に公表することにより、甲に対して事前に周知します。

(消費税法改正の場合の取扱い)

第 15 条 消費税法が改正された場合、乙は、当該改正後の消費税法に基づき、床暖房設備使用の初期登録料、月払いまたは年一括払いの使用料を計算の上、甲に対してこれを申し受けるものとします。この場合、消費税相当額および消費税率は改正後の消費税法に従うものとします。

(反社会勢力の排除)

第 16 条 甲および乙は、本契約成立日において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、ならびに以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し保証します。ただし、法令により取引が義務付けられている場合を除きます。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3 甲および乙は、相手方が第 16 条 1 項または 2 項に違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させるとともに、通知または催告等の手続きを要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。また、当該解除により相手方が被った損害について、甲および乙は一切の義務および責任を負わないものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 17 条 本契約にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2025 年 10 月 20 日改定・適用開始)